

国際間の貿易問題一考

——非関税障壁を中心として——

田中 雅章

On Barrier Problems in the International Trades

— From a View-point mainly of NTB —

Masaaki TANAKA

はじめに

資源を持たざる国、日本。その日本の産業は諸外国からの輸入によって成り立っている。そのための外貨を得るには、輸出に頼らざるしかないのである。しかし、日本の過剰な輸出は相手国特に欧米諸国から非難され、ついには日本たたき(Japan-Bashing)されている。

事実、欧米諸国間と日本との貿易問題は、貿易摩擦、貿易戦争と拡大し、国際問題になりますます深刻化している。それは欧米先進国が得意とする鉄鋼・造船・自動車・電気機械などにおいて、技術面・価格面等でありますにも優位な日本が輸出攻勢をしたためである。そのために、欧米諸国の産業は大打撃を受け、倒産・失業の嵐が吹き荒れた。それは特定の商品が、まるでウイークポイントへ集中攻撃をするかの様な、ゲリラ型日本式輸出が原因と考えられる。貿易相手国にとって輸入を規制するには関税が一般的であるが、ガットの規制により関税に頼ることは難しくなってきている。そのため欧米諸国間も自国の産業を保護するために関税に頼らない様々な輸入規制によってこれに対抗した。これを『非関税障壁』と呼んでいる。関税がそれほど高くなくとも非関税障壁が高ければ、輸入を阻止し国内産業を保護することが可能である。そこで非関税障壁はどのようなものであるのか、また貿易を発展させるにはどうすれば良いのか、検討してみたい。

貿易の阻害と発展

これまで、国際貿易を阻害するものとして関税があげられるであろう。しかし、先進諸国ではガット(GATT 関税貿易一般協定)により関税は引き下げられ輸入制限品目は撤廃される傾向にある。

東京ラウンドの結果では、全商品の平均間税率が、日本3%，アメリカ4%強，EC5%強へと引き下げられることになった。もはや関税は貿易を阻害するものとして、影が薄くなっていると考えられる。ところが、関税以外にも貿易を阻害するものがある。それが非関税障壁である。しかし、国際間の貿易の健全化を図るために、貿易摩擦を解消させなければならない。そこで日本側の意見ばかりでなく、アメリカ側の意見として在日アメリカ商工会議所発行の「US Manufacturing Investment in Japan」のレポートがあり、これについても検討を加えてみたい。

非関税障壁の種類

非関税障壁とは、公式、非公式を問わず輸入規制を行ったり、輸出を促進するための関税以外の措置のすべてを指している。また、非関税障壁は(NTB) Non-Tariff Barriers の略で目に見えない障壁とか非関税阻害政策として GATT の委員会で取り上げられることになった。

非関税障壁の種類には、①特定の貿易規制、②通関および行政的輸入手続き、③規格、④貿易分類への政府介入、⑤輸入課徴金、⑥その他がある。これらはそれぞれ項目毎に細かく分類されているが、これについて右表にまとめてみた。それぞれの種類についてつぎに細かく述べてみよう。

1. 特定の貿易規制

この分類に入る非関税障壁は、輸入の許容量を制限する措置が含まれている。その措置というのは、輸入数量を具体的に目で見える形で規制するか、もしくはその影響度が摩擦現象に極めて似ており、一般的に目につくことがないようにしたともとれる輸入手続きを採用することである。

1.1 輸入割当

現実に絶対量が相手国から明示される。つまり特定の輸入製品について特定の期間、輸入数量または輸入総額を相手国別に割当るのである。それによって輸入を制限し、その限度を越える輸入を抑えようとする制度である。この制度は、古くから知られていた。しかし、現実に実施したのはフランスで、1931年の世界恐慌の時である。この制度が実施される直接の動機は世界恐慌の結果、国家が農業保護を重視しそれを他の産業にまで拡大しようとしたため、関税政策で適用するには無理があったためである。当初フランスでは、木材、酒、食料などについて実施された。ところがたちまちにして他のヨーロッパ諸国もこれにならったため、その適用範囲が無数の商品に広がっていったのである。

1.2 許認可手続き

特定商品の輸入を禁止しておき、輸出入業者は貿易取引きに際して許認可を得なければならぬ。「申請に基づいて輸入許認可を与える」という制度で、厳しすぎれば輸入禁止に近く、緩和しすぎてほとんど自由貿易に近いものまである。戦時中あるいは準戦時にはほとんど輸入禁止といってよいほどの許認可状態が多かった。第二次世界大戦後の産業回復策としてイギリスはOECD諸国を対象として一般包括許可制を実施し、それにならうかのようにフランス、イタリア、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、ベルギー等が同様の措置をとるにいたった。一般包括許可制とは一般的に輸入は禁止されているが事態の緩急に応じ特定の商品については、包括的に輸入を認めるというような制度である。その結果、貿易統制の非弾力性から來

表1. 非関税障壁(NTB)の種類₁₎

- | |
|------------------|
| 1. 特定の貿易規制 |
| 1.1 輸入割当 |
| 1.2 許認可手続き |
| 1.3 国内市場でのシェア規制 |
| 1.4 最低輸入価格の設定 |
| 1.5 輸入禁止 |
| 2. 通関および行政的輸入手続き |
| 2.1 輸入評価 |
| 2.2 反ダンピング慣行 |
| 2.3 関税分類 |
| 2.4 書式作成義務 |
| 2.5 手数料 |
| 3. 規格 |
| 3.1 規格不統一 |
| 3.2 国別の検査方法 |
| 3.3 包装・商標・表示の規格 |
| 4. 貿易分野への政府の介入 |
| 4.1 政府調達政策 |
| 4.2 輸出補助金 |
| 4.3 相殺関税 |
| 4.4 国内産業助成計画 |
| 5. 輸入課徴金 |
| 5.1 事前輸入預託金制度 |
| 5.2 行政手数料 |
| 5.3 特別追加課税 |
| 5.4 輸入信用の差別 |
| 5.5 可変課徴金 |
| 5.6 国境税調整 |
| 6. その他 |
| 6.1 輸出自主規制 |
| 6.2 市場秩序維持協定 |

る摩擦を軽減する。と、同時に個別の許可制に要する行政事務上の労務費を節約することが可能となり、貿易自由化の促進に役立ったのである。ドル地域に対して輸入規制、EC ブロック内で貿易自由化をねらったものと見られている。

1.3 国内市場でのシェア規制

特定の外国製品について、その輸入数量を国内における同様製品の総国内生産量の一定比率以下に制限するものである。経済の好、不況、変動や消費の需給変動によって国内製品の総生産高が変動すると、それに応じて輸入数量も変動するのである。しかし、国内製品の生産高が変わらなくても、その在庫量が増加するような時になると輸入数量は減少させられてしまう。

1.4 最低輸入価格の設定

国内でも生産されている商品と同様の輸入品の国内販売価格水準と同程度か、あるいはこれを上回るように輸入の市場価格を流通機構を使って調整する。

1.5 輸入禁止

特定の原産地からの特定商品の輸入を禁止する。国内産業を保護するには最も有効で、その効果がはっきり出せる方法である。

2. 通関および行政的輸入手続き

この分類の非関税障壁としては次のような輸入評価、商品別書式作成、手数料支払いなどの手続きがある。諸外国から日本へ輸出する場合における行政的手続きの日数の長さと様々な書類作成の手間などに批判の声が大きい。例えば自動車は運輸省の認可が必要であるし、化粧品は厚生省の許可を必要とする。これは日本国内で製造し販売するにおいてもそうなのであるが、外国に比べて日数や手間がかかるのである。同一商品において外国では3日程度ですむものが、日本では2~3か月、最悪の場合は半年から1年以上もかかるのである。ハンコ行政がもたらす弊害であろう。

2.1 輸入評価

評価手続きは、輸入製品に対する課税目的の面での定義や慣行によって異なるが、時には税關当局の裁量に任されることがある。客観的にならずに主觀的でしかも私的感情をも含めることがあり、きわめて独断的で差別的になりやすく、外国の担当者から特によく思われていない。

2.2 反ダンピング慣行

輸出国の国内市場価格を下回る価格で輸入され、その結果輸入国の国内産業に「実質的な被害」を与える製品に対して、輸入国が対抗措置を講ずることのできる正当な権利である。

2.3 関税分類

関税分類は、商品に対する各国のそれぞれの定義によって異なる。アメリカとカナダ以外の南北アメリカ数か国は、素材基準に製品を分類するブラッセル関税品目分類表(BTN または CCCN)を採用している。世界のほとんどの国が、国連の改定標準国際貿易商品分類表(改定 SITC)に従っている。しかし、一部の開発途上国ではいまだに標準国際貿易商品分類表(SITC)に従っているのである。

2.4 書式作成義務

貿易取引きの成立以前に、多くの書式作成が求められる。輸出先が日本の場合、輸出商品の関係省庁へ書式作成がなされないと輸出ができても日本国内で販売することができないなどの矛盾が発生することがある。

2.5 手数料

輸入手続きの経費に当てられる。手続きが簡素化されているほど一般的に手数料は安く、手

手続きが複雑化されているほど手数料は高くなる。手数料があまり高くなると価格に影響し、販売にきわめて不利となる。

3. 規 格

この分類の非関税障壁には、不当に厳しく差別的な方法で運用される保健、安全、品質保全のための規格が含まれる。日本に自動車を輸出する場合、世界一厳しい排ガス規制（マスキーフ法）があり、車両法の規格に合わせるため改造にコストがかさみ、販売価格を引き上げざるをえない。

3.1 規格不統一

国内で製造・販売される商品に義務付けられている保健、安全、品質の各規格が、国ごとに異なる。自国内の規格に合格していても、国外では必ずしも合格する保証はない。

3.2 国別の検査方法

輸入される製品がその国の規格に合致するかどうかを決める受入れ基準やテスト方法に各国の違いがある。

3.3 包装・商標・表示の規格

不当に厳格か、差別的に適用されることもある。一般的にいって規格が輸出相手国ごとに異なるばかりでなく、国産品と外国品とでは差別されている点がおおきい。もう一つ見逃せないのは、規格についての国際的調和が望ましいのに国によってそれぞれの環境や嗜好が異なっているためである。しかし、ある程度規格に相違の生ずる事は避けられないのも事実である。

4. 貿易分野への政府介入

この項目に分類される非関税障壁は、輸出入取引きに政府が介入する際の性格と介入の度合いを示す政策や慣行にかかるものである。

4.1 政府調達政策

相対価格や品質を考慮することなしに、外国製品を差別扱いして国産品を優遇する政策を指している。

4.2 輸出補助金

自国の輸出業者を対象とし、輸出を何らかの方法で政府が奨励する税制優遇措置、輸出信用供与条件、直接的な補助金などがある。

4.3 相殺関税

GATTで認められた輸出補助金の対応策である。輸出国の産業への輸出補助金の適用によって、輸入国の国内産業が被害を受けた場合に備えるものである。輸出補助金による輸入製品の市場優位制性の効果関税によって相殺させるものである。

4.4 国内産業助成計画

輸出補助金制度と似ているが、対象は輸出業者だけではなく全ての国内業者に適応される点で異なっている。

5. 輸入課徴金

この分類の非関税障壁は、通関・輸入手続き上の制約と似ている。特に事前輸入預託金制度と国境税調整にふれてみたい。

5.1 事前輸入預託金制度

政府が国内輸入業者から輸入額の一定割合（時として100%のこともある）に相当する金額を預託金として積み立てるように義務づける制度である。この預託金は中央銀行の無利子勘定に積み立てられ、輸入業者の輸入代金決済のときにこれを返済する。預託金制度の効果は預託

金が積み立てられた利子分と等しい関税が徴収されるのと同じことである。第2次世界大戦後、輸入預託金は国際収支が不調になった国で、輸入の増大化を抑制する手段として多用されるようになったのである。

5.2 国境税調整

輸入関税以外の財政措置である。この措置によって、輸入商品に対して輸入国において同種の国産品に適用されている税金の全額か、またはその一部を課するのである。また輸出商品の場合は、輸出国における国産品に課せられている税金の全額か、その一部を免除するというものである。

例えば、西ドイツが国産品に11%の付加価値税を課し、同一価格、同一品質のアメリカからの輸入商品には13%の国境調整税を課していると仮定する。西ドイツの消費者は税率が2%低いため、アメリカ製よりも購入価格が安い国産品を選択するであろう。また、逆に西ドイツの輸出業者には戻し税が認められるとすれば、アメリカの国内価格水準を下回る価格で売り込むことが可能である。つまり、戻し税分の輸出補助金を受け取ることと同じことになるである。

国境税調整は主として間接税に依存している諸国に競争力を与え、アメリカのように所得税中心の税体系をもつ国は不利になる。アメリカの輸出業者は国内の高率な直接税に加えて、輸出相手国でも国境税調整の負担を強いられてしまう。それに対し、競争相手の外国業者にとっては自国内での税負担をかなりの程度まで免除される。諸外国の輸出業者らは、アメリカ国内で直接税を負担するだけなのである。こうして、海外諸国からの輸出は、アメリカと比べて税負担が軽減されているわけなのである。

6. その他の非関税障壁

近年、多くの輸入国が輸出国に自主規制を強要するとか、二国間で市場秩序維持協定(OMA)を結ぶような例である。これは、輸入割当に似ている。

6.1 輸出自主規制

公式あるいは非公式の形の取決めで、しばしば輸出国は輸入国側の要請によって、特定商品の輸出を一定水準にまで制限することに同意する、またはさせられる。日本がアメリカへの自動車輸出を自主規制しているにはこの典型である。ガットの規約からすると日本はアメリカへ自動車を自由に輸出することが可能であるが、アメリカの自動車産業が立ち直るのに手を貸すため、3か年の期限を切って輸出を自主的に抑制しているわけである。しかし、アメリカ自動車産業の打撃があまりにも大きく回復がなかなか進まず、自主規制は現在でも延長されている。ところが、この自主規制には落とし穴があり、商用車(バン、トラック)はその規制の対象ではない。アメリカの若者の間では日本製のバン又はバン型トラックに乗るのが流行となっており、日本から乗用車が輸出できない分、商用車の輸出分と合算した総輸出台数は自主規制以前よりも多くなっている。

6.2 市場秩序協定

政府の介入が公然としてしかも正式のものであって、輸出国と輸入国の間で特定の取り決めについて交渉が行われる場合には、輸出自主規制は市場秩序維持協定と呼ばれる。後進国が鉄鋼、繊維、化学などで輸出攻勢をかけてきた時に、先進国がこれまでの産業からより高度な産業に円滑に転換できれば何らトラブルも生じることはない。しかし、現実には日本や新興工業国(NICS)にみられるように後進国の成長スピードが速いこともあって、先進国が産業調整を行う時間的余裕がないのが普通である。こうしたことから市場攪乱(Market Disruption)対策という考えが登場してくる。これは特定の国からの安い製品の輸入増大に対処しようとする概

念であって、国際貿易の基本的な考え方である比較優位の原則に修正をせまる内容をもっていた。市場搅乱の考えは、具体的には1962年の綿製品長期取決め(LTA)に生かされた。LTAは差別的セーフガードの公的措置を伴わずに認めたこと、また二国間取り決めを認めた点で本来のガット19条とは異質の内容を持っているといわれている。広い意味での市場秩序維持協定方式は、「管理された自由貿易」と呼ばれる。その中身は、貿易相手国が過敏になるほどの影響力を持ち、極度に競合的な製品の輸入を一定の水準に制限するシェア設定の取決めといえるであろう。

世界における非関税障壁

日本における多階層的で複雑な商品流通システムは、欧米先進国の工業製品にとって突き破りがたい網の目のようなものである。往々にして財閥・同族関係で結ばれている製造業・卸売・小売系列は、ただ単なる現金取引き関係を意味するのみならず、諸外国輸入製品に対する情緒的で伝統的な障壁となっている。この複雑で非効率的な流通経路をへることによる相乗的な価格吊り上げ効果があるために、本来なら一部の欧米先進国の製品が日本製品と価格面での競合で発揮するはずの有利性が帳消しになってしまふのも事実である。

カナダの商標法は、すべての輸入衣料品に対して、商標をフランス語と英語で記入することを義務付けている。このためカナダを輸出市場とするアメリカの業者は、衣料と服飾品に二通りの商標をつけるという余分なコストをかけなくてはならない。

フランスの電算機開発計画では、外国製品を購入する同国の企業は、政府の事前承認を必要とした。承認されるのは、国内メーカーのCH社が輸入申請商品と同じものを製造できない場合にのみ限られる。その結果、中・小型のコンピューター市場はフランス政府から年間5,000万ドルの研究開発費を受けているCH社のために確保されることになる。

南部イタリアの石油科学プロジェクトに対するイタリア政府の助成措置は、半導体装置について、たとえ外国製品が高品質であろうとも、国内メーカー以外からの購入はまったく認めない。

イギリスの一般航空機向け電気資材について、設備、エンジン部門産業に対する同国政府の助成措置によって制限されている。また同国でのアメリカ製航空ジェット・エンジンの販路も制限されている。

日本において、外国製金属容器に対する輸入関税は、FOB(船積み価格、または工場出荷価格)ではなくCIF(コスト、運賃、保険等込み価格)基準で評価される。もともと、金属容器の諸経費は高くつき、しかもCIFによる評価のために実質関税率は高くなり、その販売価格は大幅に吊り上げられざるを得ない。

表の数値は「NTBに関するインター・アソシエーション・プロジェクト」が海外輸出しているアメリカの製造業25団体の協力を得て実施したしたものである。この資料は、全米製造業者協会加盟(NAM)のアメリカ企業からの解答にもとづいたものである。この解答者は、カナダ、日本、EC諸国向け輸出製品の7部門に対する数件のNTBの規制度について質問が出された。規制度は「高度」「中度」「軽度」の3段階に分けられ、それぞれに対して1,2,3の量的測定値がつけられた。測定値1に相当する「高度に規制的」なNTBというのは、特定の輸入製品を国内市場から事实上閉め出すものを指している。測定値2に相当する「中度に規制的」なNTBというのは、ある程度までの輸入を認めて、国産品を優遇し保護する場合である。測定値3に相当する「軽度に規制的」なNTBは、アメリカ製品の輸入をほとんど差別なしに

認めるものである。

ただし、衣料品について日本は事実上、輸入制限をしていない。全体的にいって、日本、カナダ、EC諸国向けアメリカ工業製品に対するNTBの規制度は鉄鋼製品を除くと中程度に位置づけられる。問題は、全体としての規制度が中程度といつても日本のNTBが平均してEC諸国やカナダの場合と比較して最も規制的であるように見えるところである。NTBの主要分類では、貿易分野への政府介入のうちでアメリカ工業製品輸入に対するものが最も頻度の高いNTBであり、対鉄鋼製品規制が最も高い。

表2. 非関税障壁(NTB)の規制度⁴⁾

衣服類	I	II	III	IV	V	平均
日本	—	—	—	—	—	—
カナダ	2.8	2.2	2.6	2.7	3.0	2.6
E C	2.8	2.3	2.6	2.7	3.0	2.7
電器製品	I	II	III	IV	V	平均
日本	2.3	2.7	1.9	2.1	3.0	2.4
カナダ	2.4	2.6	2.8	2.4	3.0	2.6
E C	2.3	3.0	2.1	2.4	3.0	2.5

化学品	I	II	III	IV	V	平均
日本	2.3	1.9	3.0	2.2	2.5	2.4
カナダ	3.0	2.2	2.5	—	—	2.5
E C	—	2.0	3.0	2.7	2.7	2.6
鉄鋼製品	I	II	III	IV	V	平均
日本	2.8	3.0	1.0	2.5	2.0	2.2
カナダ	2.5	2.5	2.6	3.0	1.0	2.3
E C	—	—	1.5	2.5	1.5	1.8

- 1. 高度の規制
- 2. 中程度の規制
- 3. 軽度の規制

- I. 特定の貿易規制
- II. 通関および行政的輸入手続き
- III. 規格
- IV. 貿易分野への政府の介入
- V. 輸入課徴金

アメリカ商務省、全米製造者業者協会(NAM)の調査より

アメリカ側貿易摩擦解決策

日米間の貿易摩擦の解決策として在日アメリカ商工会議所発行の「日本におけるアメリカ製造投資について」の中で次の3つを述べている。

1. 日本におけるアメリカ製造投資增加の促進は日米経済関係強化の重大要因である。
2. アメリカ企業の利益は膨大で成長性、収益性に富む日本市場への参加にありその鍵は対日投資の増大にある。
3. 日本にとってこのような投資は貿易と技術の二国間交流の継続的拡大と収益改善のための重大な要因である。

ところで日米間における工業製品貿易はアメリカ側赤字によって対日製造投資の効果が不明確なものになっている。日本はアメリカの貿易国として筆頭に位置している。にもかかわらず日本におけるアメリカの製造投資は驚くほど低い。1978年には海外製造投資額のわずか3%に過ぎず、1970年代のアメリカ海外直接投資受け入れ国として日本は11番目なのである。

この様な状況下で在日アメリカ商工会議所は、AT・カニー・インターナショナルに委嘱して調査した結果、『アメリカと日本との貿易および投資は、日米両国相互に影響を与えるという結果を得、さらに日本の市場はこの種の投資と貿易の間に決定的なつながりがある』とこの調査では指摘している。さらにアメリカ対日投資が相当に増加すれば両国の利益にもなり、また現

在の日米関係につきまとう経済上の不一致の長期的解決の重要な要因になることも付け加えていする。

その理由としてこれから述べることが考えられよう。日本国内における製造活動は、イギリスやフランスの EC 諸国に比べて平均投資収益率が 2 倍の 18% ほど得られ、対外投資の中で一番高い。日本への製造投資が世界市場戦略の重要項目となるのは間違いないであろう。しかも在日企業が、アメリカ製新製品で世界市場をねらう時にはそのアメリカ企業を日本企業との競争から守る。日本におけるアメリカ企業の製造活動はアメリカの対日輸出を促進させ、1978年には 8~10 億ドルものアメリカ製品増加に寄与した。日本国内に建設した工場はアメリカ製の設備を使用しており、日本国内で製造する製品の原材料の 40% はアメリカからの輸入である。ゆえに日本で必要とされる安定供給・顧客サービス・製品の日本国内条件への適合・日本国内の特殊性のための流通機構・法規・製品規格に合わせ事業発展の基盤として、日本での生産は必要といえる。他方日本における生産活動はアメリカからの輸出を排除するようなことはない。なぜならば、日本で製造されるアメリカ製品は、アメリカ市場の驚異にならない。すなわち、これら製品のほとんどは日本国内で消費されており、これらの製品がアメリカへ輸出されたのは在日製造企業の総売上高の 2% にも満たないためである。また日本におけるアメリカ企業の製造投資はアメリカ本国の製造部門における雇用を減少させるものではない。この製造投資がアメリカの輸出を促進させるところから、1978年だけでもアメリカにおいて 6,500 人から 8,500 人の就業人口の増加に寄与したとの結果が出ていることからもこれはあきらかである。

日本において生産業務を開始するには、アメリカ企業の忍耐、継続的努力と日本市場の研究を要求するものである。現在日本で活躍するアメリカ企業で、事業開始後利益を生むまで最も早く 3 年、通常では 5 年もの歳月をついやしている。日本式労使関係・融資・廣告・販売・政府の監督を理解し対応するにあたって、アメリカ本社では弾力的な判断を要していたが、日本では創造的マネージメントを要するわけである。

これまで述べた事実にもとづき、アメリカの対日製造投資が大きく伸びることは長期的に日米貿易の不均衡を縮小することになる。また外国企業の投資・貿易に関する基本法を最近改正した日本政府の政策に添うことになる。他方アメリカの雇用市場あるいは国内投資を脅かすことなくアメリカ輸出の促進にも貢献することによってアメリカ政府の政策に添うことにもなる。ではなぜ、IBM 社のように多国籍企業の進出が活発におこなわれないのであろうか。アメリカで行なわれた意識調査によると、アメリカ企業は全般的に日本市場へ参入する強力な動機づけに欠けている。さらに、1970 年代後半のアメリカドルに対する円高による投資コストの著しい増大によって関心はさらにそがれた。アメリカ側の法的規制が日本で活動するアメリカ企業の進出の企画を抑制しその競争力を低下させる。少なくともこれらの法令はアメリカないしアメリカの人々に特に利益を還元しているとは思えない。日本へ進出するのに日本側の抵抗もある。日本政府が過去に制定した公認の障壁、事務レベルにおける法令外のケースバイケースによる規制の問題がある。また、日本特有の制限的商習慣も障壁であると考えられる。

在日アメリカ商工会議所は、アメリカ企業が日本へ進出を促進するためアメリカ政府に対して、海外事業に対する反トラスト法の適用の再定義を行い、税法上の減価償却期間を 10 年に延長することを認めてほしいと要請し、また日本政府に対しては、行政レベルで外国資本の受け入れの公式処理が寛大であり、行政指導の慣習を形式化し明確化し、さらに対日投資を奨励する機関の早期成立を求めている。

以上により、日本におけるアメリカ製造投資の規模が小さいことと、打ち続く対日貿易のア

メリカ側赤字との間にかかわりあいがあることがわかった。対日直接投資が増加すれば、アメリカ貿易収支ならびに経常収支赤字の縮小に役立つことになるのではないだろうか。

貿易摩擦回避のために

貿易摩擦問題解決への日本の対応はどうであろうか。自由貿易秩序の維持・強化を図るべく、内需の拡大を基本としつつ貿易の拡大もめざして、(1)市場解放対策、(2)輸入促進対策(3)輸出対策、(4)産業協力対策、(5)経済協力対策の5項目からなる対外経済対策を日本政府は決定した。さらに1982年5月には、(1)輸入検査手続等の改善、(2)関税率の引下げ、(3)輸入制限の緩和、(4)輸入の拡大、(5)流通機構・ビジネス慣行の改善、(6)サービス貿易の自由化等、(7)先端技術、(8)その他、からなる市場解放対策を決定した。さらに貿易摩擦問題の基本的背景には世界経済の停滞があるとの視点に立ち、外国の市場解放要求に対して国内需要を中心とした経済拡大で貿易の拡大均衡をめざし、さらに産業協力・経済協力を通じて世界経済の活性化に協力し、欧米の経済発展に貢献することを基本方針として積極的に取り組もうとした。

貿易摩擦は一般に特定品目の輸出急増や貿易収支不均衡の拡大がその契機になる。ところが相手国経済が拡大局面にあり、比較優位原則にもとづいた貿易や産業構造の調整が円滑に進んでいる場合には、大きな政治問題にいたるほどにはならない。しかし、世界経済の停滞下にあっては、経済的利害の対立・保護主義的な動きが他国へ波及することが懸念されて貿易摩擦が大きな問題となるのである。つまり、保護主義的な動きや現状維持的な取組みが経済の活力を損い、そのため景気の回復をも遅らせるという悪循環をもたらすことになりかねないのである。このため、世界経済の活性化を軸に世界経済の安定と発展が、日本の貿易摩擦を回避させるための不可欠の条件となっているわけである。

一方、日本と世界経済との相互依存関係・世界経済における比重を考慮すれば、日本は積極的に貢献することを求められている。他国との円滑な通商関係を維持し、世界的視野で調和のある国際的分業の発展を図り、貿易摩擦問題を安易な緊急輸入などにたよらずに、世界貿易拡大均衡の向きで解決されることが重要であると考える。

具体的な対応策として輸出面ではこれまでの産業からより高度な産業に転換を行い、より高度化高付加価値化の輸出構造とする。特定商品を特定市場へ輸出するのではなく輸出市場の多角化を進めてゆく。輸入面については、関税を引き下げ輸入制限品目減少などの市場解放努力をさらに進めることが必要である。しかしながら製品輸入拡大には輸出国側の積極的対応も必要であり、欧米諸国の積極的な輸出努力、前述のような輸出増加の対策を求めることが必要である。

さらに調和のある国際分業体制の確立を積極的に押し進めるべきである。先進各国は調和のある国際分業体制の確立するためにも、自由貿易原則にもとづいたむだのない貿易・高度な産業構造をめざした産業調整に積極的にとりくむ姿勢が重要であると考えられる。このため日本としても、引き続き前向きに産業調整に取り組み、世界各国と広範な産業協力を実行し、欧米先進国との間においてもこれまでの貿易関係ばかりでなく、資本・技術提携関係などの多面的な相互の依存関係を形成することが重要である。

日本は世界経済の拡大と安定的発展にその基盤を有し、その維持に大きな責務を負っている。また、日本の経済的地位にふさわしい国際的責務を果たすことが必要である。さらに自由貿易体制の維持・強化のために積極的な行動をとるとともに、技術開発、経済協力の面で世界経済活性化に向け積極的な役割を果たすことが必要であろう。

最後に、世界各国とのより一層の国際交流を進めていくことはいうまでもない。欧米諸国からわが国に対する摩擦の関連の中には、認識不足や誤解に起因するものがあり、幅広く相互理解を深めることで、これ以上摩擦問題を深刻化させない努力が必要である。

貿易摩擦のない輸出は、資本交流と技術貿易であるが、技術貿易収支を見ると日本は輸入超過である。戦後、日本の工業水準に引き上げるために、多くの技術輸入を行い、いわゆる産業の二重性政策をとったためである。この事は、「イギリス人が発明し、アメリカ人が研究し、日本人が商品化をする。」といわれ、その技術輸入で作った製品は、技術輸入先の国へ販売することができない等の制約を受けてしまうことをいみしている。

技術貿易額の推移で見ると、1971年において技術輸入額は技術輸出額の約5倍の規模であった。その後、技術輸出が確実に拡大したため、その比率は次第に低下してきている。しかし、全体では、欧米先進国からの電気・機械工学等での技術輸入がまだ多く入超であるが、新規契約分については、1972年より出超になっている。技術の移転は、直接投資・プラント・技術集約型製品の取得等を通じても計上されている。今後日本によりいっそうの努力を期待したい。

参考文献

- | | | | |
|----|--|----------------|--------|
| 1) | 『NTBの種類』 | トレンズ誌 | (1980) |
| | | 訳 アメリカ大使館国際交流局 | (1981) |
| 2) | 上阪 西三
『貿易実務辞典』 | 青林書院新社 | (1964) |
| 3) | 毎日新聞社
『エコノミスト 60巻21号』 | 毎日新聞社 | (1982) |
| 4) | 『US Manufacturing Investment in Japan』 | 在日アメリカ商工会議所 | (1979) |
| 5) | 『ギボンズレポート・アメリカ議会の貿易分析』 | アメリカ商務省 | (1981) |
| 6) | 通商産業省
『通商白書 56年版』 | 通商産業省 | (1981) |
| 7) | 通商産業省
『通商白書 57年版』 | 通商産業省 | (1982) |

資料

- | | |
|----|---------------------|
| 1) | 通商産業省
『通商白書』 |
| 2) | 『工業統計』 |
| 3) | 経済企画庁
『経済白書』 |
| 4) | 総理府統計局
『日本統計年鑑』 |
| 5) | 国際連合統計局
『世界統計年鑑』 |